

令和8年度国民健康保険事業費納付金等の 算定結果について < 算定方法説明編 >

滋賀県健康医療福祉部医療保険課

- 平成29年度までは、市町村にのみ国民健康保険事業特別会計を設置していました。
- 市町村は、① 国等からの「**交付金**」と② 被保険者から徴収する「**保険料**」を財源として、③「**保険給付費**」等の費用を支出していました。
- しかし、少子高齢化の進展等により、小規模な自治体では単独で国民健康保険を運営することが困難となってきました。



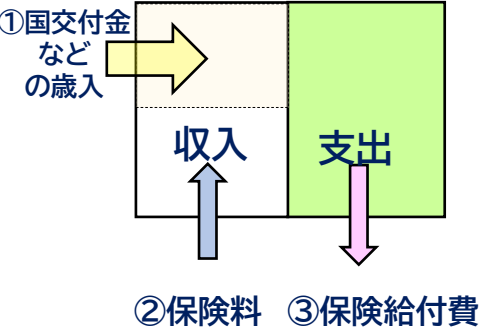
国保改革(都道府県単位化)

- 平成30年度からは、都道府県にも国民健康保険事業特別会計を設置しました。
- 財政を都道府県単位化することにより、サイフを大きくし、もって国保の財政を安定化させようとするものです。
- 都道府県は、④ 国等からの「**交付金**」と⑤ 市町村から徴収した「**納付金**」を財源として、⑥「**保険給付費**」等の費用の全額を⑦「**交付金**」として市町村に交付します。
(あわせて、⑧「**後期高齢者支援金**」、「**介護納付金**」さらに令和8年度からは「**子ども・子育て支援納付金**」といった費用も支出します。)
- 市町村は、⑨ 国等からの「**交付金**」と⑩ 被保険者から徴収する「**保険料**」を財源として、都道府県へ⑤「**納付金**」を支払います。

都道府県単位化による国保財政の仕組み

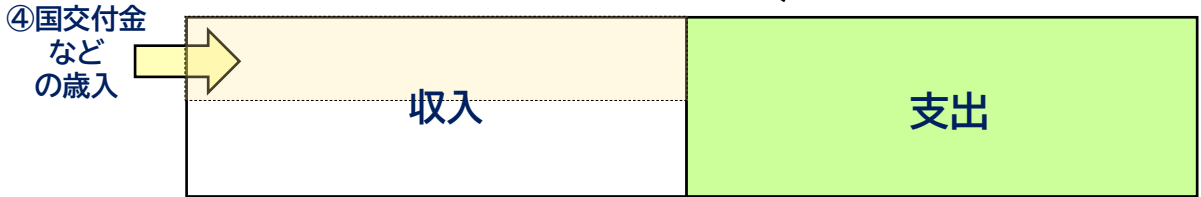
H29以前

市町村の国保特別会計



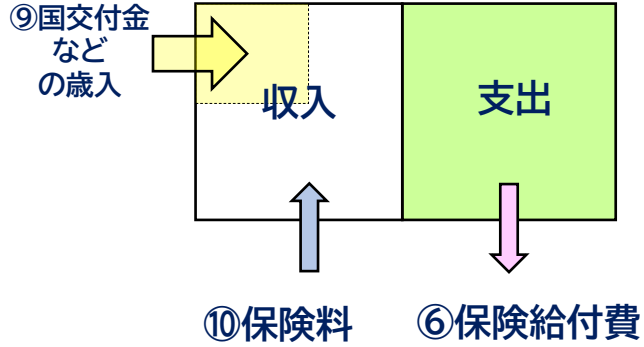
H30以降

都道府県の国保特別会計



- ⑧・後期高齢者支援金
- ・介護納付金
- ・子ども・子育て支援納付金

市町村の国保特別会計



保険給付費に必要な費用の全額を市町村へ交付

県の国保特別会計における主な事業費(歳出)

○の数字は、P2参照

※ 金額は平年における概数です。

歳出合計 1,150億円	
保険給付費（普通交付金）	900億円
後期高齢者支援金	160億円
介護納付金	55億円
子ども・子育て支援納付金	15億円
その他事務事業費	20億円

- **保険給付費（普通交付金）** ⑦
国保の被保険者にかかる医療費などの保険給付費です。
県は、その全額を市町に交付します。（普通交付金と言います）
そして、市町は、国保連合会を通じて各医療機関に医療費を支払います。
- **後期高齢者支援金** ⑧
75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度では、その財源の約4割を被用者保険や国保が負担することとし、支援金として納めています。
- **介護納付金** ⑨
介護保険制度では、65歳以上の1号被保険者については介護保険制度側が保険料を徴収しますが、40歳から64歳の2号被保険者については医療保険者が保険料を集め、介護納付金として介護保険制度側に納めています。
- **子ども・子育て支援納付金** ⑩
令和8年度から、子ども・子育て支援金制度の財源として全ての健康保険制度で保険者が保険料を集め、子ども・子育て支援納付金として納めることになりました。

○の数字は、P2参照

本県の歳出(約1,150億円)を賄うための主な財源(歳入)

※ 金額は平年における概数です。

歳出合計 1,150億円		
その他 交付金 60億円	療養給付費 負担金 210億円	前期高齢者 交付金 410億円
納付金 340億円	財政調整 交付金 70億円	
	都道府県 繰入金 60億円	

● 前期高齢者交付金 ④

65歳～74歳の前期高齢者は被用者保険よりも国保に多く偏在します。これによる財政の不均衡を調整するため、前期高齢者の少ない被用者保険者は前期高齢者納付金を社会保険診療報酬支払基金に納めます。その集められた納付金を財源として、前期高齢者の多い国保には交付金が交付されます。

● 療養給付費負担金 ④

主な歳出(医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、子ども・子育て支援納付金)の32%を国が負担するものです。

● 財政調整交付金 ④

都道府県間の財政力の不均衡を調整するため、主な歳出(医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、子ども・子育て支援納付金)の約9%相当を国が交付するものです。

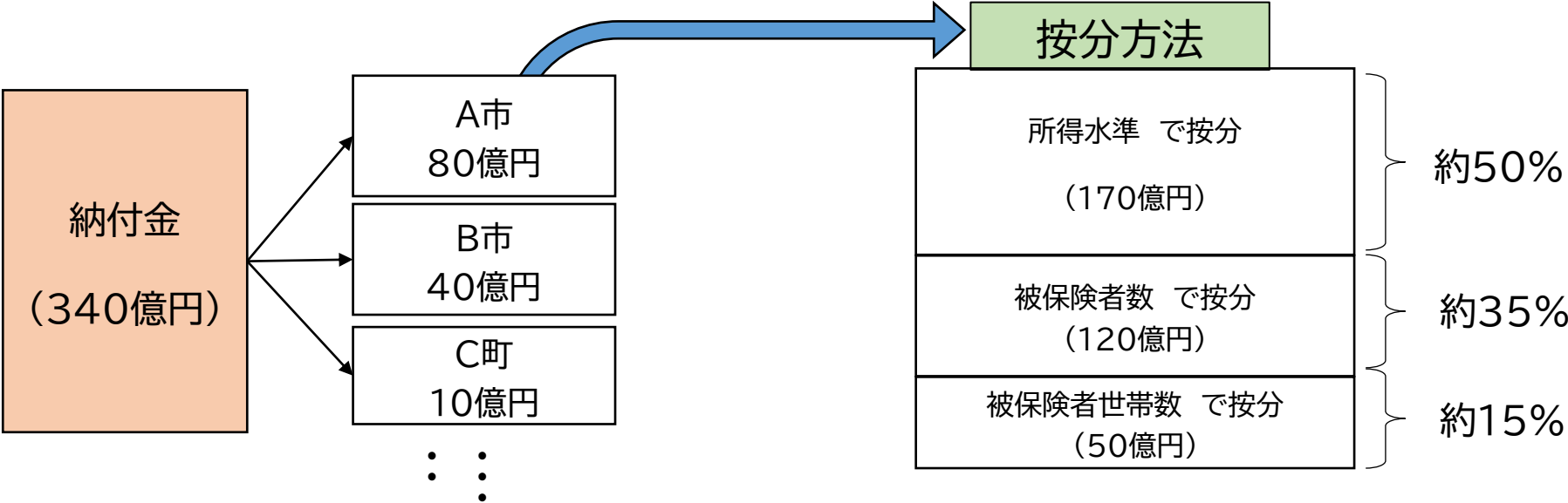
● 都道府県繰入金 ④

主な歳出(医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、子ども・子育て支援納付金)の9%を県が交付するものです。県の一般会計から国保特別会計に繰り出します。

以上の国や県からの交付金等の歳入で賄えない、残る不足部分について、県は各市町から「納付金」を徴収します。 ⑤

■ 納付金の市町ごとの按分

- 県全体で必要となる納付金は平年で340億円ほどですが、これを市町ごとに按分する必要があります。
- 具体的には、下記の方法により各市町へ納付金を按分します。



- 340億円のうち約50%の170億円は市町の所得水準に応じて按分します。したがって、所得水準の高い市町は比較的に納付金は高くなります。
- 残りの35%の120億円、15%の50億円は、それぞれ市町の被保険者数、被保険者世帯数などに応じて按分します。

ここまでの整理

- 国民健康保険事業にかかる県全体の費用は約1,150億円（平年の概数）
- そのうち810億円は国交付金などの歳入で賄います。
- そのため、県は、残りの340億円を納付金として各市町から集める必要があります。
- 納付金は、市町の所得水準、被保険者数、被保険者世帯数等に応じて按分します。
- これにより、例えば、A市が県に支払う納付金は80億円と算定されたということになります。

「納付金」の算定の説明は以上のとおりです。

- 次に、県は、A市が80億円の納付金を賄うために必要な標準保険料を算定します。
- 次ページからは、国民健康保険における保険料の仕組みと、標準保険料とは何かを説明します。

■ 各市町の保険料一覧

令和7年度の各市町の保険料率

保険者名	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
	%	円	円	%	円	円	%	円	円
大津市	7.10	30,300	19,800	2.60	11,100	7,500	2.50	10,800	5,400
彦根市	7.12	29,800	19,800	2.72	11,100	7,400	2.36	11,300	5,600
長浜市	6.70	27,500	19,500	2.72	11,400	7,800	2.39	11,500	5,700
近江八幡市	7.18	28,100	19,800	2.72	11,000	7,800	2.31	10,800	5,300
東近江市	6.90	29,000	20,000	2.70	11,200	7,800	2.30	12,000	6,000
草津市	6.90	29,000	19,000	2.70	11,200	7,300	2.40	11,500	6,100
守山市	6.57	29,086	20,670	2.70	12,193	8,583	2.35	12,720	6,330
野洲市	7.24	30,300	20,600	2.70	11,100	7,500	2.22	11,400	5,700
湖南市	6.74	27,900	20,000	2.44	9,900	7,300	2.09	10,800	5,300
甲賀市	7.35	25,700	20,800	2.70	9,900	7,300	2.35	10,800	6,000
高島市	7.10	26,100	19,600	2.60	9,400	7,000	2.40	10,700	5,600
米原市	6.39	27,500	18,600	2.80	11,900	8,000	2.36	12,100	6,000
栗東市	7.00	29,700	20,300	2.68	11,300	7,700	2.25	12,100	6,100
日野町	7.20	28,000	20,000	2.90	11,000	8,500	2.35	11,500	6,500
竜王町	6.00	25,100	18,900	2.50	10,200	7,600	2.10	11,800	6,000
愛荘町	6.56	27,000	18,000	2.53	10,000	8,000	2.11	11,000	6,000
豊郷町	7.24	23,500	17,300	3.31	10,500	7,700	2.66	11,100	5,600
甲良町	6.83	22,000	18,000	2.42	8,000	6,000	2.30	9,000	5,000
多賀町	7.87	32,300	22,400	2.83	11,500	7,900	2.38	12,500	6,200

■ 国民健康保険料の仕組み(保険料の区分)

○ 前ページに各市町の保険料率を掲載しましたが、国民健康保険料率は、協会けんぽや会社の健康保険組合、共済組合の保険料と比較すると、かなり複雑な構成となっています。

○ まず、保険料は、次の4つの区分に分かれています(令和8年度から子ども分が追加)。

医療給付費分	保険給付費を支払う財源のために徴収する保険料
後期高齢者支援金分	後期高齢者支援金を支払う財源のために徴収する保険料
介護納付金分	介護納付金を支払う財源のために徴収する保険料
子ども・子育て支援納付金分	子ども・子育て支援納付金を支払う財源のために徴収する保険料

新

○ さらに、保険料は、次の4つの算定基礎に分かれています。

所得割保険料	世帯の所得額に率を乗じて算定する保険料
資産割 //	世帯の資産額に率を乗じて算定する保険料
均等割 //	被保険者1人ごとに〇〇円と算定する保険料
平等割 //	1世帯ごとに〇〇円と算定する保険料

■ 標準保険料とは

- ・ 国民健康保険は、平成30年度から都道府県が中心となって財政運営することとなりましたが、実際の保険料は、現在も各市町が決定することとなります。
- ・ 標準保険料とは、市町ごとの標準的な保険料を県が示すもので、具体的には、翌年度の医療給付費などの歳出がどの程度となるか、また、国交付金等の歳入がどの程度となるかなどを、県が推計して算定します。
- ・ 各市町は県の示す標準保険料を参考にして実際の保険料を決定しますが、標準保険料はあくまでも参考ですので、各市町はこれと合わせる義務はなく、異なる保険料を設定することができます。
- ・ それでは、標準保険料は何のために算定するかといいますと、県が標準保険料を示すことで、市町が決定した保険料の妥当性を判断する目安となりますので、これにより、国保の財政運営や保険料決定の透明性を確保しようというものです。

■ 納付金・標準保険料の算定方法について

最後に、「納付金」や「標準保険料」をどのように算定するか、手順を説明します。

- 右の図は、本県の国保事業の歳出です。
- 納付金および標準保険料を算定するためには、まずは、次年度においてどの程度の歳出が必要になるか推計します。
(右の図の金額がどの程度になるか推計)
- はじめに、保険給付費は、本県の被保険者(約23万人)の医療費ですので、次の手順により次年度の医療費を推計します。

- ・ 次年度の被保険者数を推計します
(各年齢層の増減率を基に推計)
 - ・ 次年度の一人当たり医療費を推計
(直近年の増減率等を基に推計)
 - ・ 被保険者数 × 一人当たり医療費 = 次年度の医療費総額
- 次に、後期高齢者支援金、介護納付金および子ども・子育て支援納付金は、国が推計に必要な 単価や人員数など(これらを係数といいます。)を示しますので、これをもとに推計します。
- 以上の手順により次年度の歳出総額を推計します。
ここでは仮に、次年度に必要な歳出は1,150億円と推計されたとします。

歳出合計 1,150億円	
保険給付費(普通交付金)	900億円
後期高齢者支援金	160億円
介護納付金	55億円
子ども・子育て支援納付金	15億円
その他事務事業費	20億円

■ 納付金・標準保険料の算定方法について

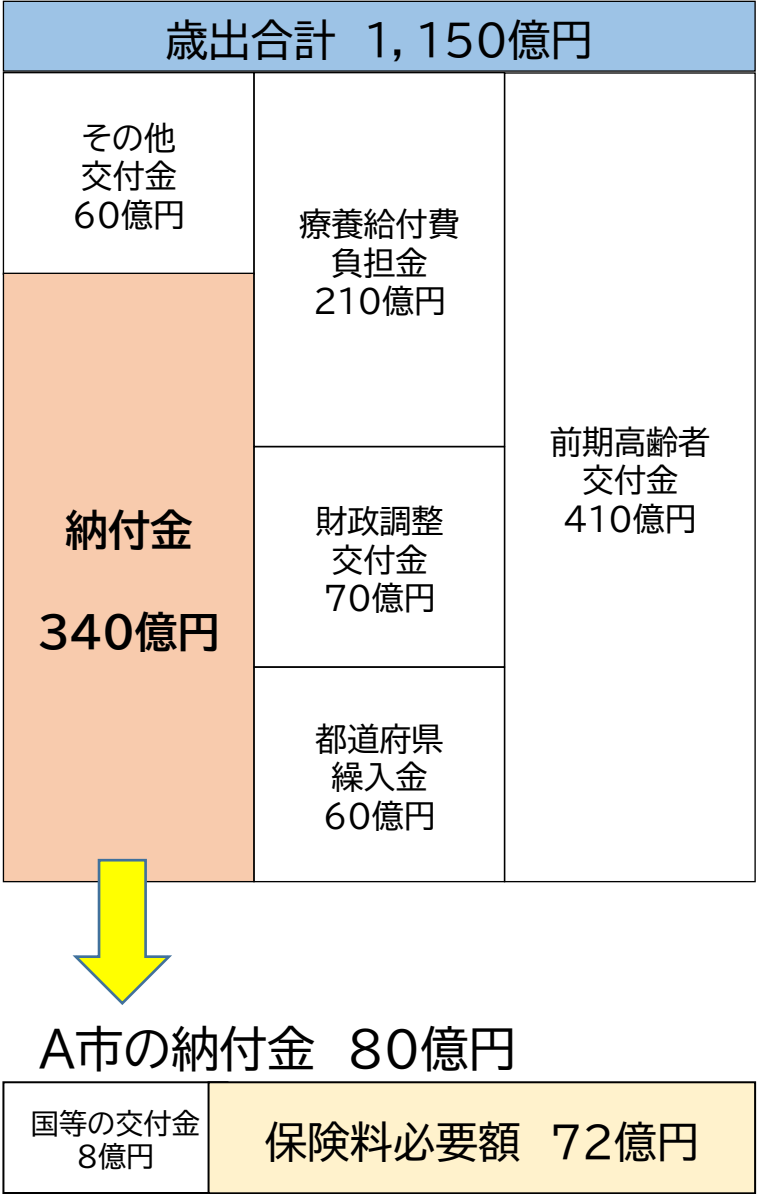
- 歳出1,150億円を賄うための歳入を推計します。
- 右の図は、本県の国保事業の歳入です。
- 歳入の推計では、前期高齢者交付金や療養給付費負担金などの国等からの交付金を、一つひとつ推計していきます。
- 具体的には、次のような方法で見込み額を推計します。

- ・ 次年度の見込み額そのものを国が示すもの
 - ・ 推計に必要な単価などを国が示し、それに基づき県が算定するもの
 - ・ 県が独自に推計するもの
- これらを推計したあと、歳出1,150億円を賄うために残り足りない部分が市町から集める納付金の額となります。
- ここでは仮に、右の図のとおり、市町から集める納付金は340億円とします。

歳出合計 1,150億円		
その他 交付金 60億円	療養給付費 負担金 210億円	前期高齢者 交付金 410億円
納付金 340億円	財政調整 交付金 70億円	
	都道府県 繰入金 60億円	

■ 納付金・標準保険料の算定方法について

- 県全体に必要な納付金は、仮に、340億円と算定されました。
- 次に、この340億円を19市町に、按分する必要があります。
- 仮にA市の納付金は80億円と算定されたとします。
- A市は、納付金80億円を県に支払うために必要な財源を保険料で集めなくてはならないということです。
- しかしながら、A市には国等からの交付金があります。
- これらを推計し、仮に8億円と推計されたとします。
- 80億円から8億円を差し引いた72億円が、A市が保険料で集めなければならない額ということです。
- 最後に、72億円を収納率で割ります。
A市の収納率が95%とすると
 $72\text{億円} \div 95\% = 75.8\text{億円}$
- 収納率で割る理由は、保険料を72億円と設定すると、実際には $72\text{億円} \times 95\% = 68.4\text{億円}$ しか集まらず、歳入不足となるからです。
- 75.8億円と設定すると、ちょうど72億円が集まることになります。



■ 納付金・標準保険料の算定方法について

以上により、次年度のA市の保険料は75.8億円と設定されました。
県は、75.8億円が集まるように、A市の標準保険料率を設定します。

A市の標準保険料率（内容は架空のものです）

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
均等割	25,000円	9,800円	11,500円	1,100円
資産割	(使用せず)	(使用せず)	(使用せず)	(使用せず)
平等割	17,800円	7,000円	5,300円	700円
所得割	7.00%	2.9%	2.5%	0.2%